

平成 17 年 4 月 1 日制定
平成 17 年 6 月 1 日一部改正
平成 18 年 4 月 1 日一部改正
平成 20 年 5 月 1 日一部改正
平成 21 年 5 月 1 日一部改正
平成 22 年 5 月 1 日一部改正
平成 23 年 4 月 1 日一部改正
平成 24 年 4 月 1 日一部改正
平成 25 年 4 月 1 日一部改正
平成 26 年 4 月 1 日一部改正
平成 26 年 10 月 1 日一部改正
平成 27 年 4 月 1 日一部改正
平成 28 年 4 月 1 日一部改正
平成 29 年 4 月 3 日一部改正
平成 30 年 4 月 2 日一部改正
平成 31 年 4 月 1 日一部改正
令和 6 年 12 月 2 日一部改正
令和 8 年 5 月 1 日一部改正

[保健福祉部保健所健康づくり課]

1 目的

生活習慣病の早期発見と早期治療を促進し、市民の健康保持と増進を図る。

2 健康診査・検診の種類

がん検診、骨粗鬆症検診及び生活保護受給者等健康診査とし、その区分は別表のとおりとする。

3 対象者

市民であり、事業所等で健康診査・検診を受ける機会（労働安全衛生法、各種医療保険による保健事業のなかで受ける検診の機会等）のない者。

ただし、肺がん検診については、社会保険被保険者（任意継続被保険者を除く）は除く。各健康診査・検診の対象者の詳細については別表のとおりとする。

4 実施内容

(1) 健康診査・検診の受診回数は、1人につき年度内に1回とする。

(2) 健康診査・検診は施設検診とする。ただし、子宮頸がん検診及び乳がん検診は施設検診及び集団検診とする。

(3) 健康診査・検診の実施期間は、5月20日（ただし、日曜日の場合はその翌日）から翌年1月31日（ただし、日曜日の場合はその前日）までとする。

ただし、大腸がん検診及び生活保護者等健康診査については、検診受付は1月31日（ただし、日曜日の場合はその前日。以下「検診受付日」という。）まで、検体受け取りは検診受付日の7日後まで、健康診査の眼底検査は検診受付日の14日後まで、尿検査は検診受付日の10日後までとする。

(4) 健康診査・検診の再検査（子宮頸がん検診を除く。）は、原則検診実施日より1ヶ月以内に実施する。

(5) 前号の規定にかかわらず、胃がん検診、肺がん検診及び乳がん検診の再検査は、その結果を最終読影日に判定できるよう、行うものとする。

(6) 子宮頸がん検診の再検査は、当該年度の3月31日までにその結果の発送を行うことができるよう、実施するものとする。

5 健康診査・検診の結果区分

別表のとおりとする。

6 健康診査・検診結果通知

別表のとおりとする。

7 費用の免除

市長は、健康診査・検診を受診しようとする者が次のいずれかに該当する者であると認めるときは、費用の一部徴収金を免除することができる。

- (1) 後期高齢者医療被保険者証の交付を受けている者
- (2) 医療保険の高齢受給者証の交付を受けている者
- (3) 生活保護法による被保護世帯に属する者

- (4) 中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律による支援給付受給世帯に属する者
- (5) 市民税非課税世帯に属する者
- (6) その他市長が特に必要と認めた者

8 規定外事項

この要領に定めるもののほか、健康診査・検診実施に必要な事項については、その都度定めるものとする。

附 則

この要領は、平成 17 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要領は、平成 17 年 6 月 1 日から施行する。

附 則

この要領は、平成 18 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要領は、平成 20 年 5 月 1 日から施行する。

附 則

この要領は、平成 21 年 5 月 1 日から施行する。

附 則

この要領は、平成 22 年 5 月 1 日から施行する。

附 則

ただし、平成 23 年度の健診実施期間は集団健診を除き 6 月 1 日からとする。

この要領は、平成 23 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要領は、平成 24 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要領は、平成 25 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要領は、平成 26 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要領は、平成 26 年 10 月 1 日から施行する。

附 則

この要領は、平成 27 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要領は、平成 28 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要領は、平成 29 年 4 月 3 日から施行する。

附 則

この要領は、平成 30 年 4 月 2 日から施行する。

附 則

この要領は、平成 31 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要領は、令和 6 年 12 月 2 日から施行する。

附 則

この要領は、令和 8 年 5 月 1 日から施行する。